

さいたま市総合評価方式活用ガイドライン

令和8年4月

さいたま市

さいたま市総合評価方式活用ガイドライン

令和5年4月

さいたま市

目次

1 はじめに	1
2 総合評価方式の概要	
(1) 経緯	1
(2) 意義	1
(3) 総合評価方式の選択	2
3 標準的な実施手順	
(1) 総合評価方式の採点方法	3
(2) 採点方法の手順	3
(3) 総合評価方式の実施フロー	4
4 技術資料の提出	
(1) 提出方法	8
(2) 提出先	9
(3) 提出書類	9
(4) 書類作成の注意	10
(5) 資料提出後の不備等への対応	11
5 評価	
(1) 評価項目の設定	12
(2) 技術提案の改善	12
(3) 配点及び評価基準等（簡易型、技術提案型）	13
(4) 特定共同企業体（特定JV）の扱いについて	15
(5) 合併・名称変更等による企業実績の扱いについて	15
(6) 用語の定義	17
評価項目の対象及び評価点の配点表	19
(7) 特別簡易型における評価項目	20
(8) 簡易型における評価項目	25
(9) 技術提案型における評価項目	32
6 総合評価による落札者の決定	
(1) 評価値の算出と落札者の決定方法	39
(2) 技術評価点等の考え方	40

目次

1 はじめに	1
2 総合評価方式の概要	
(1) 経緯	1
(2) 意義	1
(3) 総合評価方式の選択	2
3 標準的な実施手順	
(1) 総合評価方式の採点方法	3
(2) 採点方法の手順	3
(3) 総合評価方式の実施フロー	4
4 技術資料の提出	
(1) 提出方法	8
(2) 提出先	9
(3) 提出書類	9
(4) 書類作成の注意	10
(5) 資料提出後の不備等への対応	11
5 評価	
(1) 評価項目の設定	12
(2) 技術提案の改善	12
(3) 配点及び評価基準等（簡易型、技術提案型）	13
(4) 特定共同企業体（特定JV）の扱いについて	15
(5) 合併・名称変更等による企業実績の扱いについて	15
(6) 用語の定義	17
評価項目の対象及び評価点の配点表	19
(7) 特別簡易型における評価項目	20
(8) 簡易型における評価項目	24
(9) 技術提案型における評価項目	30
6 総合評価による落札者の決定	
(1) 評価値の算出と落札者の決定方法	36
(2) 技術評価点等の考え方	37

- (3) 入札価格について 4 0
- (4) 技術資料の評価 4 0

7 評価内容の担保 4 2

8 その他の留意事項

- (1) 中立かつ公正な審査・評価の確保 4 4
- (2) 技術提案に関する機密の保持 4 5
- (3) 情報公開 4 5

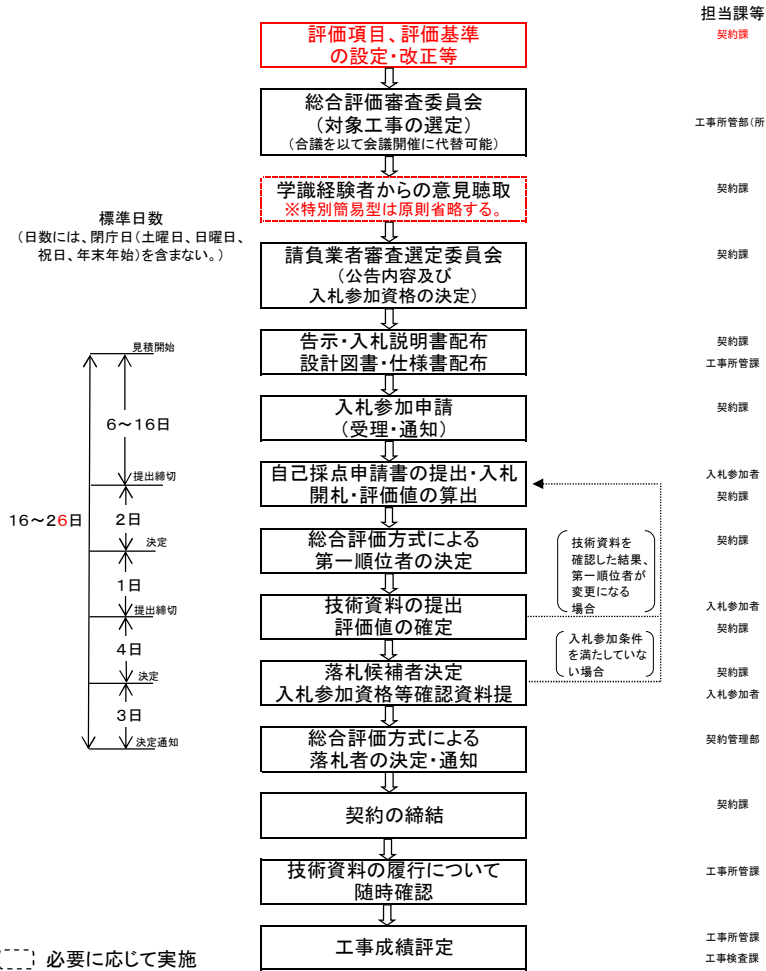
- (3) 入札価格について 3 7
- (4) 技術資料の評価 3 7

7 評価内容の担保 3 9

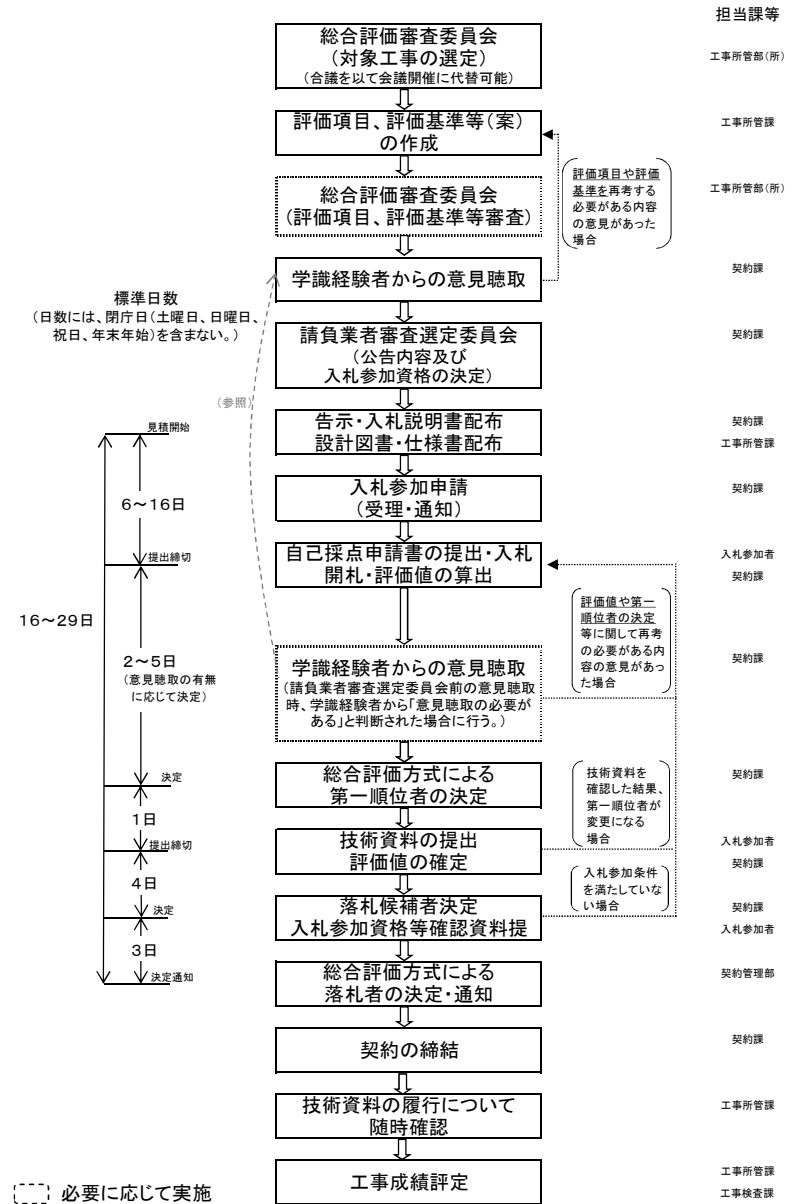
8 その他の留意事項

- (1) 中立かつ公正な審査・評価の確保 4 1
- (2) 技術提案に関する機密の保持 4 1
- (3) 情報公開 4 2

① 特別簡易型における標準的な手順（一般競争入札・資格事後審査の例）



① 特別簡易型における標準的な手順（一般競争入札・資格事後審査の例）



4 技術資料の提出

(1) 提出方法

技術資料の提出方法は次のとおりとする。

① 特別簡易型（自己採点方式）の場合

● 入札時

自己採点申請書を埼玉県電子入札共同システムで提出

● 開札後（第一順位者のみ）

➤ 第一順位者に決定したとき

メール又はファイル転送サービス、CD-Rで提出

➤ 提出した技術資料に不備があったとき

メール又はファイル転送サービスで提出

＜ 注意事項 ＞

- 入札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書（Excelファイル）」が受付期間内に提出されない場合、入札は無効として取り扱う。
- CD-Rで提出する際は、契約課へ直接持参すること。
- メールの添付ファイル容量は1通あたり10MB未満とすること。
10MBを超える場合は2通に分けたり、ファイル転送サービスを使用するなどして確実に提出できるように注意すること。
- 本市のセキュリティ対策により、メール受信に時間がかかったり、受信できない場合があるため、締切時間までに確実に提出できるように余裕を持って提出すること。
- メール（ファイル転送サービスを含む。）送信後は、技術資料等の受付期間内（最終日の15時まで）に、必ず提出先の契約課工事契約第2係に電話連絡をすること。期限までに技術資料の提出がなかった場合は入札を無効とする。

4 技術資料の提出

(1) 提出方法

技術資料の提出方法は次のとおりとする。

① 特別簡易型（自己採点方式）の場合

● 入札時

自己採点申請書を埼玉県電子入札共同システムで提出

● 開札後（第一順位者のみ）

➤ 第一順位者に決定したとき

CD-R又はファイル転送サービス（p18を参照）で提出

➤ 提出した技術資料に不備があったとき

メール又はファイル転送サービスで提出

＜ 注意事項 ＞

- 入札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書（Excelファイル）」が受付期間内に提出されない場合、入札は無効として取り扱う。
- CD-Rで提出する際は、契約課へ直接持参すること。
- 提出した技術資料に不備があったときに、容量が大きいデータを送信する場合は、ファイル転送サービスを利用すること。
- メールの受信容量は1通あたり10MBまで。ただし、本市のセキュリティ対策により、受信に時間がかかる場合やメールが届かないことがあるため、締切時間までに確実に提出できるように注意すること。
- メール（ファイル転送サービスを含む。）送信後は、技術資料等の受付期間内（最終日の15時まで）に、必ず提出先の契約課工事契約第2係に電話連絡をすること。

② 簡易型、技術提案型（発注者採点方式）の場合

➤ 入札参加資格確認後

CD-R又はファイル転送サービスで提出

② 簡易型、技術提案型（発注者採点方式）の場合

➤ 入札参加資格確認後

メール又はファイル転送サービス、CD-Rで提出

➤ 提出した技術資料に不備があったとき

メール又はファイル転送サービスで提出

＜ 注意事項 ＞

- ・ CD-Rで提出する際は、契約課へ直接持参すること。
- ・ メール添付ファイル容量は1通あたり10MB未満とすること。
10MBを超える場合は2通に分けたり、ファイル転送サービスを使用するなどして確実に提出できるように注意すること。
- ・ 本市のセキュリティ対策により、メール受信に時間がかかったり、受信できない場合があるため、締切時間までに確実に提出できるように余裕をもって提出すること。
- ・ メール（ファイル転送サービスを含む。）送信後は、技術資料等の受付期間内（最終日の15時まで）に、必ず提出先の契約課工事契約第2係に電話連絡をすること。期限までに技術資料の提出がなかった場合は入札を無効とする。

（2）提出先

さいたま市 財政局 契約管理部 契約課 工事契約第2係
メールアドレス keiyaku@city.saitama.lg.jp
連絡先 048-829-1898（直通）

（3）提出書類

- ① 全ての技術資料（特別簡易型の場合、自己採点申請書を含む。）を1つのPDFファイルに変換して提出すること。作成方法については、「さいたま市総合評価方式 入札に関する書類作成の手引き（入札参加者用）」（以下「入札に関する書類作成の手引き」と称する。）を参照すること。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/003/p013455.html>
- ② 「施工計画の適切性」、「技術提案」、「技術提案を実現するための施工計画」については、PDFファイルとは別に、Excelファイルを提出すること。（特別簡易型は対象外）

➤ 提出した技術資料に不備があったとき

メール又はファイル転送サービスで提出

＜ 注意事項 ＞

- ・ CD-Rで提出する際は、契約課へ直接持参すること。
- ・ 提出した技術資料に不備があったときに容量が大きいデータを送信する場合は、ファイル転送サービスを利用すること。
- ・メールの受信容量は1通あたり10MBまで。ただし、本市のセキュリティ対策により、受信に時間がかかる場合やメールが届かないことがあるため、締切時間までに確実に提出できるように注意すること。
- ・メール（ファイル転送サービスを含む。）送信後は、技術資料等の受付期間内（最終日の15時まで）に、必ず提出先の契約課工事契約第2係に電話連絡をすること。

（2）提出先

さいたま市 財政局 契約管理部 契約課 工事契約第2係
メールアドレス keiyaku@city.saitama.lg.jp
連絡先 048-829-1898（直通）

（3）提出書類

- ① 全ての技術資料（特別簡易型の場合、自己採点申請書を含む。）を1つのPDFファイルに変換して提出すること。作成方法については、「さいたま市総合評価方式 入札に関する書類作成の手引き（入札参加者用）」（以下「入札に関する書類作成の手引き」と称する。）を参照すること。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/003/p013455.html>
- ② 「施工計画の適切性」、「技術提案」、「技術提案を実現するための施工計画」については、PDFファイルとは別に、Excelファイルを提出すること。（特別簡易型は対象外）

＜ 注意事項 ＞

- ・全ての案件について、全ての技術資料を提出すること（次ページの「定型的な評価項目」も含む。）。
- ・変更や新規に追加するものがある場合は、該当するもののみメールで提出すること。

＜ 注意事項 ＞

- ・全ての案件について、全ての技術資料を提出すること（次ページの「定型的な評価項目」も含む。）。
- ・変更や新規に追加するものがある場合は、該当するもののみメールで提出すること。

定型的な評価項目

- 特定共同企業体での受注実績一覧表（様式－３）
- さいたま市優秀建設工事業者表彰（様式－４）
- ISO認証の取得（様式－５）
- 障害者の雇用状況（様式－８）
- 次世代育成支援（様式－９）
- 若手技術者の雇用状況（様式－１０）
- 地域の安心・安全への貢献の実績（様式－１２）
（実績は、過去５年間なので注意すること）
- ボランティア活動の実績（様式－１３）

定型的な評価項目

- 特定共同企業体での受注実績一覧表（様式－３）
- さいたま市優秀建設工事業者表彰（様式－４）
- ISO認証の取得（様式－５）
- 障害者の雇用状況（様式－８）
- 次世代育成支援（様式－９）
- 若手技術者の雇用状況（様式－１０）
- 地域の安心・安全への貢献の実績（様式－１２）
（実績は、過去５年間なので注意すること）
- ボランティア活動の実績（様式－１３）

（４）書類作成の注意

① 自己採点申請書

- ・評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入すること。なお、未記入や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「０点」として扱うこととする。また、「**企業倫理や信頼性等**」の項目について未記入があった場合は、評価項目それぞれについて**事実確認を行い**、「－２点」として扱う**場合がある**。
- ・自己採点申請書の記載内容に不備がある場合、入札が無効になる場合がある。

② 「施工計画の適切性」、「技術提案」、「技術提案を実現するための施工計画」について

- ・提案資料の記述文字のサイズは**11p t**とする。ただし、写真等添付書類の文字のフォント及びサイズは、この限りでない。
- ・簡易型における「施工計画の適切性」の提案資料は、必須評価項目と選択評価項目を合わせて**A4版3枚以内**（参考資料及び写真等添付書類を含む。）とする。
- ・技術提案型における「技術提案」の提案資料は、**A4版1枚以内**（工程表は除く。）とし、「技術提案を実現するための施工計画」の提案

（４）書類作成の注意

① 自己採点申請書

- ・評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入すること。なお、未記入や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「０点」として扱うこととする。また、「**企業の信頼性について**」は、未記入や配点以外の申告点の記入があった場合には、評価項目それぞれについて「－２点」として扱うこととする。
- ・自己採点申請書の記載内容に不備がある場合、入札が無効になる場合がある。

② 「施工計画の適切性」、「技術提案」、「技術提案を実現するための施工計画」について

- ・提案資料の記述文字のサイズは**11p t**とする。ただし、写真等添付書類の文字のフォント及びサイズは、この限りでない。
- ・簡易型における「施工計画の適切性」の提案資料は、必須評価項目と選択評価項目を合わせて**A4版3枚以内**（参考資料及び写真等添付書類を含む。）とする。
- ・技術提案型における「技術提案」の提案資料は、**A4版1枚以内**（工程表は除く。）とし、「技術提案を実現するための施工計画」の提案資料は**A4版3枚以内**、参考資料は別途**A4版又はA3版で3枚以内**とする。
- ・規定の枚数を超過した書類は評価対象外とする。
- ・提案内容の記述、写真等添付書類には**入札参加者が特定できる情報**（自社の名称、自社が請負った工事が容易に特定できるもの等）は表示しないよう処理を施すこと。処理の方法については、「**入札に関する書類作成の手引き**」を参照すること。

確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど、特定の者のみが有利となることのないように行う。

(3) 配点及び評価基準等（簡易型、技術提案型）

配点については、工事の内容や地域特性等に応じて適宜設定する。このとき、その評価項目が持つ価値に十分留意し、得られる価値が必要以上に高価にならないよう設定する。

評価基準は原則、次の2つの方法とする。

① 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方法。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与する。

② 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能（施工計画の適切性）等に点数を付与する方法。

この場合、工事の内容により様々な工夫が考えられることから、発注者の求めた品質確保等に対して、工事ごとに入札参加者の提案を整理し、工夫の内容に優劣を付け、点数を付与する。

発注者が求める項目数に応じて点数を配分するが、それを超えた項目数があった場合は、1項目あたりの点数を按分する。また、提案された工夫が求める項目数に満たない場合は按分せず、1項目あたり1点として評価する。

提案された工夫について個別に評価を行い、評価できる場合に加点し、全ての工夫が評価された場合は満点とする。また、提案された工夫の内容によっては、数値を按分して加点する場合もある。

※ 「評価の着目点」と「判定方式による評価の例示」を、次ページに示す。

確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど、特定の者のみが有利となることのないように行う。

(3) 配点及び評価基準等（簡易型、技術提案型）

配点については、工事の内容や地域特性等に応じて適宜設定する。このとき、その評価項目が持つ価値に十分留意し、得られる価値が必要以上に高価にならないよう設定する。

評価基準は原則、次の2つの方法とする。

① 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方法。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与する。

② 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能（施工計画の適切性）等に点数を付与する方法。

この場合、工事の内容により様々な工夫が考えられることから、発注者の求めた品質確保等に対して、工事ごとに入札参加者の提案を整理し、工夫の内容に優劣を付け、点数を付与する。

優劣の付け方として、工夫の項目数により評価する場合は、「一位満点方式」を採用する。その際の得点は、小数点以下は1位までとし、2位を切り捨てとする(例示A・B・C工事)。なお、入札参加者の中で優位となっても、発注者が想定した満点に満たない場合は、配点より小さい点を満点とする（例示D工事）。

基本的な加点は1項目1点とするが、工夫の内容が優れている場合は、2点以上の加点(例示C工事)も可とする。

また、提案の余地が大きい技術提案型では、0.5点などの中間点による加点も可とする。

※ 「評価の着目点」と「判定方式による評価の例示」を、次ページに示す。

評価の着目点

- 入札参加者の提案が概ね同様であり、一般的になっている事項と客観的に判断できる場合は加点評価しない。
- 共通仕様書・関係法令等を遵守した施工など、標準案と同程度の提案は加点評価しない。
- 工夫の内容が具体的に記載され、効果が期待されるもののみ加点評価の対象とする。
- 工夫の数だけを求めるものではないので、注意すること。
- 個別の工事として現場条件等十分反映されているかを適切に評価する。
- 施工計画の記載にあたっては、「必要に応じて～」、「状況に応じて～」などの曖昧な表現については、加点評価しない。

判定方式による評価の例示（配点5点、要求された項目数5項目の場合）

参加者	提案された項目数	評価された項目数	点数
a	5	5	5.0
b	7	5	3.6
c	5	3	3.0
d	3	3	3.0

- 参加者 a と参加者 b は評価された項目数は同じ（5項目）だが、提案された項目数に違いがあるため、参加者 b の1項目あたりの得点は5/7点となる。
- 参加者 a と参加者 c は提案された項目数は同じ（5項目）だが、評価された項目数が違うため、点数が異なる。
- 参加者 d が提案した項目はすべて評価されたが、5項目の要求に対し3項目しか提案していないため、参加者 c と同点となる。

評価の着目点

- 入札参加者の提案が概ね同様であり、一般的になっている事項と客観的に判断できる場合は加点評価しない。
- 共通仕様書・関係法令等を遵守した施工など、標準案と同程度の提案は加点評価しない。
- 工夫の内容が具体的に記載され、効果が期待されるもののみ加点評価の対象とする。
- 工夫の数だけを求めるものではないので、注意すること。
- 個別の工事として現場条件等十分反映されているかを適切に評価する。
- 施工計画の記載にあたっては、「必要に応じて～」、「状況に応じて～」などの曖昧な表現については、加点評価しない。

判定方式による評価の例示（配点5点の場合）

A工事			B工事			C工事			
参加者	工夫の数	評価点	参加者	工夫の数	評価点	参加者	工夫の数	優れた提案があった場合の見なし計算	評価点
a	7	5.0	a	7	4.3	a	7	7	4.3
b	3	2.1	b	3	1.8	b	3	4	2.5
c	4	2.8	c	4	2.5	c	4	4	2.5
d	5	3.5	d	5	3.1	d	5	5	3.1
			e	8	5.0	e	8	8	5.0
			f	2	1.2	f	2	2	1.2
			g	1	0.6	g	1	2	1.2

A工事、B工事は、参加者の提案は同様であるが、工夫の数の違いにより、評価点が異なっている場合。

A工事：工夫の数が最も多い「7」の参加者 a が満点の5点となるため、工夫1つあたりの得点は5/7点となる。

（参加者 b： $3 \times 5/7 \approx 2.1$ 、参加者 c： $4 \times 5/7 \approx 2.8$ 、参加者 d： $5 \times 5/7 \approx 3.5$ ）

B工事：工夫の数が最も多い「8」の参加者 e が満点の5点となるため、工夫1つあたりの得点は5/8点となる。

（参加者 a： $7 \times 5/8 \approx 4.3$ 、参加者 b： $3 \times 5/8 \approx 1.8$ 、参加者 c： $4 \times 5/8 \approx 2.5$ 、参加者 d： $5 \times 5/8 \approx 3.1$ 、参加者 f： $2 \times 5/8 \approx 1.2$ 、参加者 g： $1 \times 5/8 \approx 0.6$ ）

C工事は、2者（参加者 b、g）に優れた提案が含まれていた場合。見なし計算後に、A工事、B工事の例と同様に一位満点方式を適用し評価点を算出する。

D工事

参加者	工夫の数	評価点
a	3	3.0
b	2	2.0
c	1	1.0

D工事は、提案された工夫の数が少なく、発注者の想定した満点を満たしていないため、配点は5点満点であるが、参加者 a の3点を満点として評価した場合。

直近2工事

公告日から起算して過去5年間に、元請けの主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事の中から、最新2工事までを対象とする。

業種別

建設業法に定められた、建設業許可の区分（29業種）

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体 の各工事業

特定JV

特定共同企業体をいう。

法定雇用率

民間企業及び国・地方公共団体等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりそれぞれ次に掲げる割合（障害者雇用率）以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

民間企業の法定雇用率：2.5%※

※（令和8年6月まで。令和8年7月以降は2.7%）

公告

さいたま市が発注する建設工事の総合評価方式一般競争入札の公告

ファイル転送サービス

電子データの受け渡しを行うサービス。さいたま市からメールにより通知されるURLにアクセスし、技術資料等データのアップロードを行う。

※ 総合評価方式指名競争入札による準用

指名競争入札により総合評価方式の建設工事を発注する場合は、「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

直近2工事

公告日から起算して過去5年間に、元請けの主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事の中から、最新2工事までを対象とする。

業種別

建設業法に定められた、建設業許可の区分（29業種）

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体 の各工事業

特定JV

特定共同企業体をいう。

法定雇用率

民間企業及び国・地方公共団体等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりそれぞれ次に掲げる割合（障害者雇用率）以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

民間企業の法定雇用率：2.3%

公告

さいたま市が発注する建設工事の総合評価方式一般競争入札の公告

ファイル転送サービス

電子データの受け渡しを行うサービス。さいたま市からメールにより通知されるURLにアクセスし、技術資料等データのアップロードを行う。

※ 総合評価方式指名競争入札による準用

指名競争入札により総合評価方式の建設工事を発注する場合は、「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

③ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
次世代育成支援	くるみん及びプラチナくるみの認定若しくは埼玉県多様な働き方実践企業の認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	次世代育成支援対策推進法第12条第1項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。	1.0	
	法第12条第1項に基づく届出がない。	0.0	
若手技術者の雇用状況(※1)	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	2.0	/ 2.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
週休2日確保の状況(※2)	過去1年以内に「週単位の4週8休」を確保している。	2.0	/ 2.0
	過去1年以内に「月単位の4週8休相当」を確保している。	1.0	
	過去1年以内に「通期での4週8休相当」を確保している若しくは週休2日の達成状況がない	0.0	
CCUSの活用状況(※3)	公告日時点で建設キャリアアップシステムに登録している。	1.0	/ 1.0
	建設キャリアアップシステムの登録がない。	0.0	
地域の安心・安全への貢献の実績(※4)	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。	2.0	/ 2.0
	①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	次の①、②のいずれかを満たしている。		
	①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。		
②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行った、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	1.0		
実績等がない。	0.0		
建設機械の保有状況(※5)	公告日時点で、自社所有又は長期リースにより建設機械を保有している。	1.0	/ 1.0
	建設機械を保有していない。	0.0	
手持ち工事量(業種別)(※6)	公告日時点で、当該年度に公告されたさいたま市発注の総合評価方式を適用する工事の契約件数が無い	2.0	/ 2.0
	契約件数が1件	1.0	
	契約件数が2件以上	0.0	

③ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
次世代育成支援	次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	法第12条第1項若しくは第4項の届出がない。かつ、法第15条の2の規定による認定を受けていない。	0.0	
若手技術者の雇用状況(※1)	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	2.0	/ 2.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
週休2日確保・建設機械保有・CCUS登録状況	①過去1年間に「4週8休相当」以上を確保(※2)している。	2.0	/ 2.0
	②公告日時点で、自社所有又は長期リースにより建設機械を保有(※3)している。		
	③公告日時点で、建設キャリアアップシステムに登録(※4)している。		
①、②、③のすべてを満たしている。	1.0		
①、②、③のうち、1つまたは2つを満たしている。	0.0		
地域の安心・安全への貢献の実績(※5)	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。	2.0	/ 2.0
	①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	次の①、②のいずれかを満たしている。		
	①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。		
②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行った、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	1.0		
実績等がない。	0.0		
手持ち工事量(業種別)(※6)	当該年度におけるさいたま市発注の総合評価方式を適用する工事の受注件数が無い	2.0	/ 2.0
	受注件数が1件	1.0	
	受注件数が2件以上	0.0	

◎ 特定JVとしての参加の場合、「手持ち工事量(業種別)」においては、いずれかの構成員が該当する場合を対象とするが、それ以外の評価項目では、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。

※1 当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者(建設業法による1級技術検定に合格した者)及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※2 『過去1年間に「4週8休相当」以上を確保している』とは、『さいたま市週休2日ステップアップ試行工事』又は『さいたま市週休2日確保モデル工事』を実施し、当該工事において提出された「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事実施証明書」に示す休日取得状況が「4週8休相当」であり、完成検査日が公告日時点で過去1年以内であることを指す。

※3 建設機械の保有状況における評価は、公告日時点で有効な「経営規模等評価結果通知書」に記載されている「建設機械の保有状況」の有無を評価する。

※4 建設キャリアアップシステム(CCUS)事業者情報新規登録完了時(または事業者ID確認問い合わせ時に)送付される、事業者IDの確認できる資料の有無を評価する。

※5 (1) 主に、土木工事(水道工事を含む。)を対象とする。
 (2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。「協定」又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。
 (3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市長部局、水道局又はその両方との間にとことを指す。

※6 当該年度に公告した総合評価方式の適用工事(全ての型式を対象)の受注件数を評価する。特定JVとして参加した場合についても1件として扱うこととする。

- ◎ 特定JVとしての参加の場合、「手持ち工事量（業種別）」においては、いずれかの構成員が該当する場合を対象とするが、それ以外の評価項目では、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。
- ※1 当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。
- ※2 週休2日確保の状況については、完成検査日が公告日時点で過去1年以内となっている『さいたま市週休2日制適用工事実施証明書』の達成状況で確認する。
- ※3 建設キャリアアップシステム（CCUS）事業者情報新規登録完了時（または事業者ID確認問い合わせ時）に送付される、事業者IDの確認できる資料の有無を評価する。
- ※4 (1) 主に、土木工事（水道工事を含む。）を対象とする。
(2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。協定又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。
(3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市長部局、水道局又はその両方との間にということを指す。
- ※5 建設機械の保有状況における評価は、公告日時点で有効な「経営規模等評価結果通知書」に記載されている「建設機械の保有状況」の有無を評価する。
- ※6 当該年度に公告された総合評価方式の適用工事（全ての型式を対象）の契約件数を評価する。特定JVとして参加した場合についても1件として扱うこととする。

④ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
労働福祉の状況 (※1)	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.5%に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	2.0	/ 2.0
	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.5%を満たす障害者を雇用している。	1.0	
	法定雇用率を満たしていない。又は、雇用していない。	0.0	
次世代育成支援	くるみん及びびプラチなくるみんの認定若しくは埼玉県多様な働き方実践企業の認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	次世代育成支援対策推進法第12条第1項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。	1.0	
	法第12条第1項に基づく届出がない。	0.0	

◎ 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
若手技術者の雇用状況 (※2)	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	1.0	/ 1.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
CCUSの活用状況 (※3)	公告日時点で建設キャリアアップシステムに登録している。	1.0	/ 1.0
	建設キャリアアップシステムの登録がない。	0.0	
地理的条件 (※4)	本店の所在地が市内である。	2.0	/ 2.0
	本店の所在地が市内でない。	0.0	
地域の安心・安全への貢献の実績 (※5)	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。	2.0	/ 2.0
	①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	次の①、②のいずれかを満たしている。		
	①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。		
②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行った、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	1.0		
実績等がない。	0.0		
ボランティア活動の実績	過去2年度間にさいたま市が関連する公共施設管理に関するボランティア活動を行った実績がある。	2.0	/ 2.0
	実績がない。	0.0	

④ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
労働福祉の状況	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.3%に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	2.0	/ 2.0
	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.3%を満たす障害者を雇用している。	1.0	
	法定雇用率を満たしていない。又は、雇用していない。	0.0	
次世代育成支援	次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	法第12条第1項若しくは第4項の届出がない。かつ、法第15条の2の規定による認定を受けていない。	0.0	

◎ 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
若手技術者の雇用状況 (※1)	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	1.0	/ 1.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
地理的条件 (※2)	本店の所在地が市内である。	2.0	/ 2.0
	本店の所在地が市内でない。	0.0	
地域の安心・安全への貢献の実績 (※3)	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。	2.0	/ 2.0
	①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	次の①、②のいずれかを満たしている。		
①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。	1.0		
②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行った、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	0.0		
実績等がない。	0.0		
ボランティア活動の実績	過去2年度間にさいたま市が関連する公共施設管理に関するボランティア活動を行った実績がある。	2.0	/ 2.0
	実績がない。	0.0	

◎ 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。

※1 (1) 主に、入札参加者条件を、市内本店とした場合を対象とする。

(2) 当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者(建設業法による1級技術検定に合格した者)及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※2 入札参加者条件を、市内本店以外も可能とした場合を対象とする。

※3 (1) 主に、土木工事(水道工事を含む。)を対象とする。

(2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。「協定」又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。

(3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市長部局、水道局又はその両方との間を指す。

- ◎ 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。
- ※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による民間の法定雇用率
令和8年6月まで2.5%。令和8年7月以降は2.7%に入れ替えて読込むものとする。
- ※2 (1) 主に、入札参加者条件を、市内本店とした場合を対象とする。
(2) 当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。
- ※3 建設キャリアアップシステム（CCUS）事業者情報新規登録完了時（または事業者ID確認問い合わせ時）に送付される、事業者IDの確認できる資料の有無を評価する。
- ※4 入札参加者条件を、市内本店以外も可能とした場合を対象とする。
- ※5 (1) 主に、土木工事（水道工事を含む。）を対象とする。
(2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。「協定」又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。
(3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市長官庁、水道局又はその両方との間にと
いうことを指す。

③ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
労働福祉の状況 (※1)	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.5%に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	2.0	/ 2.0
	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.5%を満たす障害者を雇用している。	1.0	
	法定雇用率を満たしていない。又は、雇用していない。	0.0	
次世代育成支援	くるみん及びびブラチなくるみんの認定若しくは埼玉県多様な働き方実践企業の認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	次世代育成支援対策推進法第12条第1項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。	1.0	
	法第12条第1項に基づく届出がない。	0.0	

◎ 特定J Vとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
若手技術者の雇用状況 (※2)	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	1.0	/ 1.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
CCUSの活用状況 (※3)	公告日時点で建設キャリアアップシステムに登録している。	1.0	/ 1.0
	建設キャリアアップシステムの登録がない。	0.0	
地理的条件 (※4)	本店の所在地が市内である。	2.0	/ 2.0
	本店の所在地が市内でない。	0.0	
地域の安心・安全への貢献の実績 (※5)	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。	2.0	/ 2.0
	①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	次の①、②のいずれかを満たしている。	1.0	
	①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。		
②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行った、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	0.0		
実績等がない。	0.0		
ボランティア活動の実績	過去2年度間にさいたま市が関連する公共施設管理に関するボランティア活動を行った実績がある。	2.0	/ 2.0
	実績がない。	0.0	

③ 企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
労働福祉の状況	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.3%に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	2.0	/ 2.0
	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.3%を満たす障害者を雇用している。	1.0	
	法定雇用率を満たしていない。又は、雇用していない。	0.0	
次世代育成支援	次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある。又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている。	2.0	/ 2.0
	法第12条第1項若しくは第4項の届出がない。かつ、法第15条の2の規定による認定を受けていない。	0.0	

◎ 特定J Vとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に加点評価する。

選択評価項目

評価項目	評価基準	配点	得点
若手技術者の雇用状況 (※1)	公告日時点で、1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかの資格を保有している、40歳未満の若手技術者を、3ヶ月以上雇用している。	1.0	/ 1.0
	上記の技術者を雇用していない。	0.0	
地理的条件 (※2)	本店の所在地が市内である。	2.0	/ 2.0
	本店の所在地が市内でない。	0.0	
地域の安心・安全への貢献の実績 (※3)	過去5年間に次の①、②のいずれかの実績がある。	2.0	/ 2.0
	①さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する協定に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	②さいたま市との間に締結した災害時協力活動に関する契約に基づく本市からの要請、指示等による活動。		
	次の①、②のいずれかを満たしている。	1.0	
①さいたま市との間に、災害時協力活動に関する協定又は災害時協力活動に関する契約を締結している。			
②過去5年間に、さいたま市内で自主的に行った、公共性のある災害時協力活動の実績がある。	0.0		
実績等がない。	0.0		
ボランティア活動の実績	過去2年度間にさいたま市が関連する公共施設管理に関するボランティア活動を行った実績がある。	2.0	/ 2.0
	実績がない。	0.0	

◎ 特定J Vとしての参加の場合、構成員全てがその評価基準を満たした場合に加点評価する。

- ※1 (1) 主に、入札参加者条件を、市内本店とした場合を対象とする。
(2) 当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者(建設業法による1級技術検定に合格した者)及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。
- ※2 入札参加者条件を、市内本店以外も可能とした場合。
- ※3 (1) 主に、土木工事(水道工事を含む。)を対象とする。
(2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。「協定」又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。
(3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市市長部局、水道局又はその両方との間にということを指す。

- ◎ 特定JVとしての参加の場合、全ての構成員がその評価基準を満たした場合に評価する。
- ※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による民間の法定雇用率
令和8年6月まで2.5%。令和8年7月以降は2.7%に入れ替えて読込むものとする。
- ※2 (1) 主に、入札参加者条件を、市内本店とした場合を対象とする。
(2) 当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。
- ※3 建設キャリアアップシステム（CCUS）事業者情報新規登録完了時（または事業者ID確認問い合わせ時）に送付される、事業者IDの確認できる資料の有無を評価する。
- ※4 入札参加者条件を、市内本店以外も可能とした場合を対象とする。
- ※5 (1) 主に、土木工事（水道工事を含む。）を対象とする。
(2) 「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいう。「協定」又は「契約」は団体で締結しているものであっても、その団体に加盟し、災害時協力活動に協力することとなっている場合は評価の対象とする。
(3) 「さいたま市との間に」とは、さいたま市長官庁、水道局又はその両方との間にと
いうことを指す。

7 評価内容の担保

総合評価方式による落札者の決定は、提出された技術資料に基づいて価格以外の要素を評価しているため、その技術提案の履行の確保が契約事項となる。ただし、提案内容として適切でないと認めた項目については、この限りでない。

契約後は、次のことに十分注意して履行の確認等を行うこと。

- ① 契約後に該当する施工計画等で、確認の方法や頻度等を受発注者間で合意しておくこと。
- ② 契約当初と条件の変更等発生した場合は、受発注者間で書面により記録すること。

履行の確認において、技術提案どおりの履行がなされていない場合は、再度施工が可能な場合は、再度施工を原則とする。

受注者の責めによらない現場条件の変更等は、履行がなされていないと判断しない。

簡易型で、施工計画の適切性として提出した簡易な施工計画どおりに施工できていない場合は、工事成績評価において減点を行う。

なお、技術提案型で提出した、技術提案や技術提案を実現するための施工計画どおりに施工できない場合は、工事成績評価において減点を行うとともに、違約金の徴収をすることができるものとする。

また、**配置予定技術者**、若手技術者の配置、市内下請、材料調達について、技術資料の通りに履行できていない場合は、工事成績評価において減点を行う。

このほか、各総合評価方式において、技術資料の内容に虚偽記載など明らかに悪質な行為があった場合は、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行うとともに、違約金を徴収することができる。

工事成績評価の減点及び違約金の徴収に際しては、審査委員会にて審査し、現場の条件や受注者の取組み状況等を考慮して判断する。

※ 減点及び違約金の算出方法を次ページに示す。

7 評価内容の担保

総合評価方式による落札者の決定は、提出された技術資料に基づいて価格以外の要素を評価しているため、その技術提案の履行の確保が契約事項となる。ただし、提案内容として適切でないと認めた項目については、この限りでない。

契約後は、次のことに十分注意して履行の確認等を行うこと。

- ① 契約後に該当する施工計画等で、確認の方法や頻度等を受発注者間で合意しておくこと。
- ② 契約当初と条件の変更等発生した場合は、受発注者間で書面により記録すること。

履行の確認において、技術提案どおりの履行がなされていない場合は、再度施工が可能な場合は、再度施工を原則とする。

受注者の責めによらない現場条件の変更等は、履行がなされていないと判断しない。

簡易型で、施工計画の適切性として提出した簡易な施工計画どおりに施工できていない場合は、工事成績評価において減点を行う。

なお、技術提案型で提出した、技術提案や技術提案を実現するための施工計画どおりに施工できない場合は、工事成績評価において減点を行うとともに、違約金の徴収をすることができるものとする。

また、若手技術者の配置、市内下請け、材料調達について、技術資料の通りに履行できていない場合は、工事成績評価において減点を行う。

このほか、各総合評価方式において、技術資料の内容に虚偽記載など明らかに悪質な行為があった場合は、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行うとともに、違約金を徴収することができる。

工事成績評価の減点及び違約金の徴収に際しては、審査委員会にて審査し、現場の条件や受注者の取組み状況等を考慮して判断する。

※ 減点及び違約金の算出方法を次ページに示す。

8 その他の留意事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

① 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用にあたっては、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価方式によって落札者決定基準（評価項目、評価基準等）を定める又は改めようとするとき、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見聴取を行う。

また、「落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要がある」との意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見聴取を行う。

なお、特別簡易型を適用して工事を発注する場合には、原則としてガイドラインに定めた評価項目及び評価基準を用いて落札者を決定することとし、工事個別での意見聴取は省略する。

(参考)

【地方自治法施行令 第167条の10の2】

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

【地方自治法施行規則 第12条の4】

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

8 その他の留意事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

① 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用にあたっては、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価方式によって落札者決定基準を定めようとするとき、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見聴取を行う。その際、「落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要がある」との意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見聴取を行う。

(参考)

【地方自治法施行令 第167条の10の2】

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

【地方自治法施行規則 第12条の4】

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

(2) 技術提案に関する機密の保持

技術提案自体が提案者の知的財産であることから、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）等関連規程に基づき、必要に応じて公開することがある。

提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意すること。